

# 博物館だより

No.68

平成23年12月1日

みやこ町歴史民俗博物館発行  
福岡県京都郡みやこ町豊津1122-13  
TEL 0930-33-4666  
FAX 0930-33-4667

企画展

日本考古学の父  
**「ウイリアム・ガウランドの足跡」開催中!**

当館では、12月11日（日）まで、企画展「日本考古学の父ウイリアム・ガウランドの足跡」を開催しています。

今回の企画展は、「みやこ町古墳フォーラム」記念事業の一つとして開催したもので、明治初期の「お雇い外国人」、ウイリアム・ガウランド（1842～1922）が、日本滞在中に撮影した日本全国の古墳や古墳出土品の写真、約120点を展示しています。ぜひ、ご来館ください！

**■観覧料** 常設展示の観覧料で

会期 12月11日（日）まで

ご覧いただけます。  
今回の企画展は大英博物館特別研究員・後藤和雄氏の全面的なご協力によって開催できたものです。

お知らせ 12月の歴史講座

【漢詩講座】

12月3日（土）9時30分

【古文書講座】

12月10日（土）10時00分

【みやこ学講座】

12月17日（土）9時30分

13時30分



▲古代のモノづくり体験教室(火おこし)



▲子ども古墳めぐり(彦徳甲塚古墳にて)

## 古墳フォーラム 記念イベント

10月23日、みやこ町古墳フォーラムイベント「古代のモノづくり体験教室」を開催。約250名の小中学生及び保護者の方が参加し、土器づくり、ハニワづくり、火おこし体験をしました。

11月3日、同じく古墳フォーラムイベントとして「古墳めぐり」が実施されました。午前中は豊津地区の古墳めぐり、午後からは勝山地区の古墳めぐりと「子ども古墳めぐり」が行われ、合計で約130名の皆さんが出ました。

いずれのイベントも、たくさんのボランティア協力員の皆さんにお力添えをいただきました。ありがとうございました！



▲古代のモノづくり体験教室(土器・ハニワづくり)



▲古墳めぐり勝山コース(扇八幡古墳にて)

◎答  
え

（反対向きに見てください）

⑤

（ヒント）自分の目の前

④

（ヒント）去年の12月

③

（ヒント）注文をとる

②

（ヒント）バトル

①

（ヒント）枯れ草が燃える

（ヒント）

《古文書解読コーナー》

# みやこの歴史発見伝

## 番外編

文化財保護法にもとづいた

# 埋蔵文化財の保護

## 埋蔵文化財について

みやこ町は、古代豊前国の行

政府である国府がおかれて、國ご

との仏教・学問などの中心とな

なった国分寺が築かれるなど、

まさに豊前地方における「みや

こ」として数多くの文化財を残

し、伝えています。このうち、地

下に埋もれていける場合が多いた

め、日常は目にする機会の少な

い文化財として「埋蔵文化財」が

あります。ですが、この文化財は当時

の生活の様子が土によって保存

されているだけに、地域の歴史・

文化を具体的な遺構や出土品によつて明らかにできるという特

色があります。それだけに、地域

はもちろん、わが国の歴史や文

化を知るうえで欠かせない、大

切に保護すべきものとして、文

化財保護法にもその保護措置が

規定されています。

みやこ町では国府・国分寺のほかにも綾塚・橋塚古墳、御所ヶ谷神籠石(国指定史跡)などを代表的に重要な遺跡は国や県、町の指定史跡として保護しています。このほかにもさまざま

時代の、いろいろな種類の埋蔵文化財が平野・山間地を問わず豊富に残されています。

埋蔵文化財を保護するために

埋蔵文化財は私たちの暮らしのなかで行われるさまざまな開発行為によつて、破壊される危険を伴っています。これを避け

るために行つているのが埋蔵文

化財の事前審査で、みやこ町で

も文化財保護法の規定により、

その手続きを次のように行つて

います。

まずは町教育委員会の窓口で

開発予定地の「埋蔵文化財の有無の照会」を行つていただくこと

で審査が始まります。開発の内容や予定地によつては試掘調査や確認調査が必要な場合もありますので、開発を計画された場合には、早めにお問い合わせください。開発予定地における埋蔵文化財の有無の照会を行う

場合は、用意しておきます。様式

はみやこ町歴史民俗博物館の窓

口に用意しておりますのでお申

し出ください。なお、試掘調査や

本発掘調査にも所定の様式の書類を提出していただく必要があります。様式については同じく博物館窓口に用意しておりますのでお申しください。

照会や協議の際には「調査」の用語が用いられます。ひどく

ちに「調査」といつても、内容に

次のような違いがあります。

【確認調査】周知の埋蔵文化財

包蔵地(遺跡として登録されて

いる場所)において、包蔵され

る文化財の所在状況を詳しく

把握するために行つるもの

【試掘調査】周知の埋蔵文化財

包蔵地以外の土地(遺跡として

登録されていない土地)におい

て、埋蔵文化財の所在の有無と

その状況を把握するために行

うもの。

【本発掘調査】試掘調査等に

よつて所在が確認された埋蔵

文化財のうち、開発行為によつて破壊せざるをえないものについて記録保存のため行うもの。

周知の埋蔵文化財包蔵地外の土地における試掘調査について

「周知の埋蔵文化財包蔵地外の土地」とは、明確な遺跡としての登録はなされていないが、埋蔵文化財の特性上、遺跡が所在する可能性がまだ残っている土地」であつても「遺跡ではない土地」ではありません。

地」とはいいきれない土地も含まれます。

こうした土地は工事途中で遺跡が発見される可能性がまだ残されており、工事途中で遺跡が発見された場合には、工事計画に支障が生じるのを防ぐた

め、こうした場所については遺跡の有無の確認のための「試掘

を行つますが(文化財保護法第96条)。したがつて工事計画に支障が生じるのを防ぐた

め、こうした場所については遺跡の有無の確認のための「試掘

を行つます(文化財保護法第96条)。したがつて工事計画に支障が生じるのを防ぐた

